

真の分権型社会の実現を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」について、第1次から第4次までの一括法に引き続き、平成26年から導入された「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた第5次・第6次一括法が成立し、地方の発意に根ざした改革が進められるなど、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図る見地から、法令による義務付け・枠付けについては、これまでの数次にわたる一括法での対応にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回るさらなる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則としたさらなる見直しを行うとともに、新たな条例制定基準を設ける場合には、「従うべき基準」の設定を行わないこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提のもと、税源移譲までの経過措置にかかる具体の制度設計にあたっては、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、予算編成等に支障をきたすことのないよう、制度の概要を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく対応すること。また、平成の大合併による合併市の実情を踏まえた普通交付税の算定方法の抜本的な見直しなど財政支援措置を早急かつ確実に講じること。
4. 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議にあたっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上、決議する。

平成28年5月25日
近畿市長会

教育現場の実態に即した教職員定数の充実等に関する決議

教育再生実行会議の第九次提言において、「教育は「未来への先行投資」であるという認識に立ち、国家戦略として教育投資の充実、教育財源の確保に取り組む姿勢を明確にすること」が明記されている。我々自治体としても、地域の将来を担うのは子ども達であって、子どもの教育を国の財政健全化の視点のみから議論するべきではないと理解している。

本会は、これまでも、義務教育施策に関して、公立学校施設に係る耐震事業等に関する財政措置の強化や、地域の実情に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準の見直しをはじめ、少人数学級の推進、障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実等、要望を行ってきた。しかし、現在、国の審議会等においては、国の財政健全化に向けて費用対効果の観点を重視した教職員数の在り方について議論がなされている。それらは財政効率最優先の主張であって、教育の現場を預かる自治体の立場からは、到底、同意できるものではない。

我々自治体は、人口減少・少子化の流れの中にあって、公教育の充実に全力で取り組む決意である。地域の実情に即した取組みの一つ一つが、やがて日本創生の実現につながるものと確信している。

国においては、義務教育が普遍的に必要な教育を国の責任において実施するものであることにかんがみ、費用対効果の観点のみで教職員定数の合理化について議論せず、地方公共団体の政策ニーズや学校現場の実情を踏まえて判断することが重要である。教育格差、いじめ・不登校、特別な配慮を必要とする児童生徒が増加する等、現在の教育現場の課題が複雑かつ困難化していること等を踏まえ、地域の実情に応じた教職員配置が行えるよう、加配定数を含めた教職員定数の充実と財源の確保を強く要請する。

また、公立学校施設に係る耐震事業等に関する財政措置の強化等、教育環境整備の充実に取り組むことを強く要請する。

以上決議する。

平成 28 年 5 月 25 日
近 畿 市 長 会

平成 29 年度人権施策並びに予算に関する提言・要望

「人権の世紀」といわれる 21 世紀に入っただけで 10 年余りが経過し、人権の尊重が平和の基盤であるということが、改めて世界の共通認識となってきております。

しかし、今日なお様々な人権問題が存在するとともに、社会状況等の変化に伴い新たな課題も生じてきていることから、これらを解決することは喫緊の課題であります。

とりわけ同和問題につきましては、同和対策事業特別措置法が施行されて以来、その解決に向け、鋭意事業を推進してきた結果、各市とも相当の成果を収めてきたところでもあります。平成 14 年 3 月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、特別対策としての同和対策事業は終了しましたが、結婚、教育、就労等の分野において、なお課題が残されており、特に差別意識解消のための人権教育及び人権啓発の充実・強化を図るとともに、人権侵害による被害者救済制度を整備することが、今後の重要課題となっております。

政府におかれましては、これまでの同和対策事業で積み上げられた成果を踏まえ、すべての人々の人権が尊重される社会の実現のために、人権教育及び人権啓発の一層の推進、人権侵害による被害者救済等の対応の充実・強化について積極的に取り組まれるとともに、地方公共団体の財政負担の軽減を図るための必要かつ十分な予算措置を講じられるよう、次のとおりお願い申し上げます。

記

1. 人権教育及び人権啓発の推進について

(1) すべての人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図ること。

また、地方公共団体が実施する啓発事業について、必要かつ十分な助成を行うとともに、国の委託啓発事業についても、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図ること。

特に、テレビを媒体とした啓発が効果的であることから、積極的に活用できるよう考慮すること。

なお、学校教育及び社会教育の中で人権教育を充実することの重要性を踏まえ、個に応じたきめ細やかな指導と人権教育及び人権啓発が一層可能となるよう加配教員を確保すること。

(2) すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、地方公共団体が実施する事業について、地方財政に支障のないよう、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、人権施策を総合的に推進するための体制整備を図ること。

(3) インターネット上に様々な差別につながる誤った情報が氾濫している状況に鑑み、市民が人権問題についての正しい情報に、よりアクセスしやすい状況を作り出すため、国・地方公共団体はもちろん、民間の諸団体も含め多数の主体がそれぞれホームページ・ブログ等で正しい情報をより積極的に発信するよう、国はリーダーシップを発揮し、全国的な取り組みとして推進すること。

(4) 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるために、各自治体の責務として人権教育及び人権啓発が推進されているが、現在、同和問題に関する都道府県を越えた身元調査や、放射能に関する風評被害があるなど、全国的な取り組みが必要であることに鑑み、国のレベルにおける人権意識調査を実施し、現状を把握するとともに、文部科学省から学校教育向けに出されている「人権教育の指導方法等の在り方について」（第一次～第三次とりまとめ）と同様に、社会教育、企業教育に対して、今後の人権教育及び人権啓発に関する取り組みの方向性を示すものを作成すること。

2. 人権救済制度について

(1) 「人権救済制度の在り方について（答申）（平成 13 年 5 月）」及び「人権擁護委員制度の改革について（諮問第 2 号に対する追加答申）（平成 13 年 12 月）」の趣旨を

十分に踏まえ、人権侵害による被害者救済制度が実効性のあるものとなるよう早急に整備するとともに適切な措置を講じ、制度の積極的な周知を図ること。

- (2) 人権擁護委員活動の重要性に鑑み、委員活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保等、必要な措置を講じること。
- (3) 在日外国人に対するヘイトスピーチによる人権侵害について、被害者を救済するため、実効性ある法制度の早期確立を図ること。
- (4) インターネット上において差別事象等の人権侵害が急増していることに鑑み、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を踏まえ、権利侵害の申立てがあった場合のプロバイダーのとるべき行動基準がガイドラインとして作成されているが、より一層の実効性のある再発防止策を早急に講じること。
また、事業者等が行う不特定多数の情報の収集及びインターネット上での公開にあたって、プライバシーや個人情報が確実に保護され、権利の侵害が発生しないよう、人権についての慎重な取扱いを求める制度等の整備を進めること。
- (5) 就労の機会均等を阻害する身元調査等の差別事象が今なお後を絶たない現状に鑑み、関係団体、事業所等雇用主への啓発指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
- (6) 土地の購入やマンションの開発等の候補地調査において、マーケティング・リサーチ会社が、予定地周辺にある被差別部落や在日外国人の集住地を差別的表現で記した報告書を、広告代理店を通じマンション開発業者に提出していた事件に続いて、支店を全国に展開している不動産販売会社が、物件を仕入れる際に、会社内部で利用する仕入れチェックシートに被差別部落所在の物件に同和地区物件であるとの記載を行っていた事件が判明したことに鑑み、実態を把握されるとともに、再発防止に向け、土地取引に関わる不動産業界やマーケティング・リサーチ業界および広告業界等に対する適切な措置を講じること。
- (7) マイノリティ女性が直面する、人権侵害への対策を講じること。

3. 特別対策として実施した事業に係る負担の軽減等について

- (1) 同和対策事業に係る地方債の償還について必要な財源を確保し、元利償還金に対する地方交付税の算入率を引き上げるとともに、その償還年限を延伸し、地方財政の負担の軽減を図ること。
- (2) 同和対策事業により実施した住宅新築資金等貸付助成事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政支援を行うこと。また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、事業の終結に向け、適切な措置を講じること。
- (3) 住宅新築資金等貸付金回収業務を一部事務組合等で行う場合、その運営の支援を拡充すること。
- (4) 住宅新築資金等貸付助成事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令の整備を図ること。
- (5) 開かれたコミュニティセンターとしての役割を担う隣保館をはじめとする社会福祉施設等の整備については、これまで果たしてきた役割を踏まえ、実状に沿うよう十分な財政的措置を講じること。
また、隣保館等の管理運営費についても、指定管理者制度の導入等個々の管理運営実態に鑑み、これまでの事業成果を損なうことがないように、地方の実状に沿った措置を講じること。

以上要望する。

平成 28 年 5 月

近畿市長会